

特許料金体系見直しに関する意見書

日本知的財産協会

1. イノベーションを生み出すインセンティブとしての料金体系見直しには賛成である。	
1)	すなわち、見直しによる料金低減は、イノベーションを通じて我が国の産業競争力強化を図るためのもの(目的)であるべきであり、経済不況を配慮して料金を下げるという姿勢でないことを意味する。不況という理屈だけであると、好景気になったら値上げに踏み切るという姿勢が裏に見え隠れしており、イノベーションを活発にするという目的とはかけ離れたものになるので留意すべきである。
2)	また、審査の質、審査期間短縮の中期目標、出願人が審査過程でとり得る選択肢の維持あるいは向上等が安易に料金低減とトレードオフされることがないように配慮すべきである。
3)	さらに、料金の見直しにより日本企業のグローバルな知財権強化に向けた現行制度普及のインセンティブになるものが多々あると思われるので、そのような視点を加味して検討していくことを望みたい。 たとえば、USPTO が PPH の普及のために、申請料金を無料化する方策を打ち出した。PCT 出願に関しても普及を促す料金体系の見直があると思われる。
2. 料金問題もグローバルな制度調和の一要素であり、この観点からの考察も必要である	
1)	特許料金の見直しを国内問題としてのみ捉えているとすれば問題であり、国内料金の見直し議論と合わせ、各国・地域の料金問題にも踏み込んだ議論が必要である。
2)	すなわち、グローバルな視野で競争力強化と知財ポートフォリオ充実を図る知財経営において、総合的なコストの引き下げが喫緊の課題といえる。 その意味で、他国で出願料、審査請求料、特許料等の料金が水準から突出しているものについては、是正を図るよう働きかけるべきで、働きかけられるようわが国の料金も世界水準を意識すべきである。
3)	わが国の審査請求料は、他の先進国と比較して突出しており、海外に違和感を与えているのではないかという視点で見直しを図る必要がある。
4)	制度調和という観点からすれば、国内外のユーザー間のバランスを崩すような制度導入は問題があり、「中小企業特許出願パックの提案」などがこれに馴染むものかを判断する必要がある。

3. 既存の制度の中での料金体系見直しばかりでなく新しい制度導入との関係で料金体系を検討すべきである	
1)	”License of Right (LOR)”の導入が、特許料金の節約のために機能するので効果が疑わしいという議論があるが、そもそもは、必要とされる権利の強さに応じて(投資:特許料納付)を行うという新たな視点による制度である。
2)	企業も取得する特許をどのように活用していくかということをこれまで以上に検討することとなり、特許の活用もより積極的に行われるようになりうる、一方、第三者の立場からすれば、少なくとも差止請求されることがないという特許が世の中で増加することは、新規技術採用(導入)においてのビジネス上のリスクを予見可能とするというメリットがある。新しい制度を導入するに当たって、異なった視点(料金体系)から見てみることも重要であると考ええる。